

独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センターにおける 訪問看護ステーション事業所の設置・運営者の公募の公示

当病院及び他施設における患者及び貴施設より訪問看護を受ける患者（以下「患者等」という。）のための訪問看護ステーション事業所の設置・運営者を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

2023年 9月 4日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構
長崎川棚医療センター 院長

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センターにおける訪問看護ステーション事業所の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、訪問看護ステーションの設置・運営全般を行う。

(3) 賃貸借物件

所在地	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1
名称	独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター
構造	RC造1階建
貸付場所	指定場所（別紙「配置図」に示すとおり。）
貸付面積	66.3㎡（面積の算定は甲に従うものとする。）

(4) 貸付(運営)期間

運営開始日（当病院との合意の日）～2025年3月31日

※ただし、事業の運営は、2024年3月までには開始すること。

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

ただし、特別な事情等により、貸付(運営)期間満了の日の6ヶ月前までに書面をもって引き続き運営する意思表示がなされた場合であって、病院長がこれを認める場合は、次期契約期間を1年間として再契約し、以降この方法により取り扱う。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 訪問看護ステーション事業所について、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の指定を受けていること。
また、指定を受ける予定の場合は、申請予定の事業計画書等を提出すること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

(2) 企画書の評価基準（詳細については別紙）

- ① 訪問看護ステーションの設置・運営の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ② 収支計画の妥当性
事業の適格性、収支の現実性、妥当性
- ③ 設備整備に関する提案
設備整備及び運営に係る費用は全て運営者負担
- ④ 労務管理、教育体制等
適正な人員配置、訪問看護の質、待遇の向上への取り組み
- ⑤ 運営者からの提案
企画の適格性、現実性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒859-3615 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1
独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター
事務部 企画課 業務班長 原
電話 0956-82-3121

(2) 説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間
2023年9月4日から2023年9月19日まで
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）
- ② 交付場所
「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の申請期限、場所及び方法

- ① 申請期限
2023年9月20日 17時00分

- ② 提出場所及び方法
「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)
- (4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限
2023年9月20日 17時00分
 - ② 提出場所
「(1)」に同じ
 - ③ 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)
- (5) 見積書の開札日時及び場所
2023年9月29日 11時00分 会議室
- (6) プレゼンテーションの日時及び場所
 - ① 2023年9月27日 14時00分～ 会議室
 - ② 提出された企画書の補足説明のため、プレゼンテーションを実施する。
 - ③ プレゼンテーションは1社あたり説明15分、質疑応答5分の20分以内とする。
時間を超過した場合は公平な審査の観点から、説明途中であっても打ち切る場合がある。

4. その他

- (1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 …… 日本語及び日本国通貨
- (2) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (3) 契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による予定)
- (4) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施
- (5) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3.(1)」に同じ
- (6) 詳細は、入札説明書による。